

社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会
福祉用具ショップ Stöd
平成26年度 事業報告書

1. 事業の実施方針

介護及び支援が必要な方々にとって、その支援のみならず生活上におけるきめ細かな配慮や息の長いサポートが望まれる。その意味でも、福祉用具の販売等を通して生活上の細かい配慮や様々な情報の提供を併せて行い、利用者の暮らしを側面から支援していきたい。

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとし、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2. 事業の実施に関する事項

イ) 本事業所で行う指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。

(1) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。

(2) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

・事業所において取り扱う特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の種目は次のとおりである。

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分

□) 本事業所で行う指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供方法は次のとおりとする。

(1) 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等などの説明を行う。

(2) 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

・事業所において取扱う指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の種目は次のとおりである。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 車椅子 | 8. スロープ |
| 2. 車椅子付属品 | 9. 歩行器 |
| 3. 特殊寝台 | 10. 歩行補助つえ |
| 4. 特殊寝台付属品 | 11. 認知症老人徘徊感知機器 |
| 5. 床ずれ防止用具 | 12. 移動用リフト |
| 6. 体位変換器 | 13. 自動排泄処理装置 |
| 7. 手すり | |

ハ) 営業時間等

営業日 月曜日から土曜日

ただし、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

営業時間 10：00～17：00

二) 主な活動地域：大阪市阿倍野区、東住吉区、住吉区

ホ) 所在地：大阪市住吉区万代東1丁目3番19号 ゆらっとステーション内

ヘ) 職員体制：管理者ー1名（常勤：兼務）

専門相談員ー2名（常勤）

3. 研修等に関する事項

イ) ヘルパー業務の資質向上のための研修会を定期的に開催する。（法人内事業所合同実施）

事業所内研修

①人権研修（虐待防止） 平成27年3月

□) 情報交換及び資質向上のための会議（月1回程度）（法人内事業所合同実施）

① ケース検討会議

② 担当連絡調整会議

③ スタッフ会議（月1回）

4. その他

・定期健康診断

継続的に勤務するヘルパー全員への検診の実施（未実施：次年度6月実施）